

茨城県主要農作物等奨励品種の改廃について

茨城県主要農作物等種子条例第7条第1項及び茨城県主要農作物等の種子の生産と供給に関する要綱第2の3の(5)の規定に基づく奨励品種の改廃を令和6年4月1日付けで次のとおりしたので公告する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 奨励品種の指定区分を改訂する品種

(1) 水稻「にじのきらめき」

本品種は耐倒伏性と高温耐性に優れ、イネ縞葉枯病抵抗性を有し、条件を問わず安定した玄米品質と収量の確保が見込めることから、令和3年度に準奨励品種に指定された。

準奨励品種に指定されて以降、作付が急激に拡大しており、今後も本県水稻の主力品種として県内全域を対象に生産を拡大できる見込みであることから、指定区分を準奨励品種から奨励品種に改訂する。

(2) 小麦「ゆめかおり」

本品種は製パン適性が高く、平成22年度に認定品種に指定されて以降、実需からの確実な評価を得て年々生産が増加している。

今後も、パン用小麦として県内での生産拡大が見込まれることから、指定区分を認定品種から準奨励品種に改訂する。

(3) 水稻「チヨニシキ」

本品種は早生、多収の作りやすい品種であり、業務用米として需要があることから、昭和60年度に奨励品種に指定された。

需要が減退し、作付面積が減少してきており、今後、増加する見込みがないことから、指定区分を奨励品種から準奨励品種に改訂する。

(4) 陸稲「ひたちはたもち」

本品種は茨城県が育成した陸稲糯品種であり、耐干性及び耐冷性を有する極早生熟期の品種として、米菓の副原料として加工業者から根強い需要があることから、平成17年度に奨励品種に指定された。

需要が減退し、作付面積が減少してきており、今後、増加する見込みがないことから、指定区分を奨励品種から準奨励品種に改訂する。